

資料 1

北河内地域水防災連絡協議会 規約の改正

北河内地域水防災連絡協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目 的）

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

（組 織）

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

（協議会での連絡協議事項）

第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

（行政WGでの検討事項）

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年5月26日から実施する。

この規約は、令和 3年5月19日から実施する。

この規約は、令和 4年3月24日から実施する。

この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。

この規約は、令和 5年5月31日から実施する。

この規約は、令和 6年5月27日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府枚方土木事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
北河内地域地域防災監
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府守口保健所長
大阪府四條畷保健所長
守口市長
枚方市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
四條畷市長
交野市長
枚方市保健所長
寝屋川市保健所長
枚方寝屋川消防組合消防長
守口市門真市消防組合消防長
大東四條畷消防組合消防長
交野市消防本部消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長
大阪府交野警察署長
大阪府寝屋川警察署長
大阪府四條畷警察署長
大阪府門真警察署長
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)関西支店 災害対策室 室長
関西電力送配電(株)大阪北電力本部 守口配電営業所 所長
大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部導管計画チームマネジャー
大阪広域水道企業団東部水道事業所長
枚方市上下水道事業管理者
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
寝屋川市上下水道局長
大東市上下水道局長
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部阪奈支社長
京阪電気鉄道(株)工務部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監
大阪府枚方土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 参事
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課 課長
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
守口市環境下水道部長
守口市危機管理監
枚方市危機管理部長
枚方市土木部長
枚方市上下水道局上下水道部長
寝屋川市危機管理部長
寝屋川市上下水道局長
大東市危機管理監
大東市都市整備部長
門真市まちづくり部長
門真市総務部長
門真市環境水道部長
四條畷市都市整備部長
交野市都市まちづくり部長
交野市理事兼危機管理監兼室長

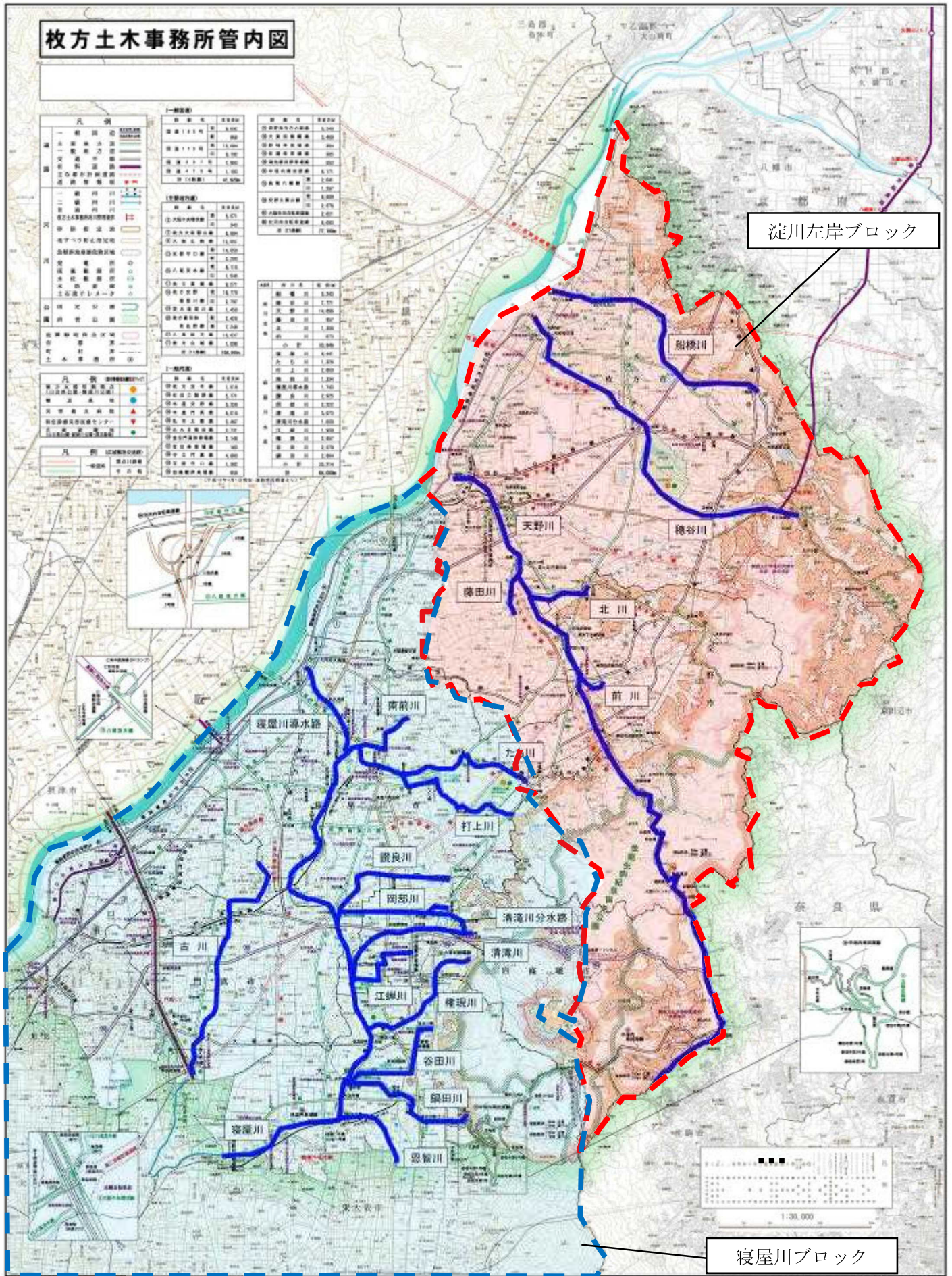
(国関係)

淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(名称) 第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状態などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に際した、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。</p> <p>2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。</p> <p>(組織) 第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に係る機関をもって組織する。</p> <p>2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。</p> <p>3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。</p> <p>4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。</p> <p>(協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(1)防災・減災対策の取組に関すること (2)各市間の情報連絡系統の整備 (3)各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換 (4)水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換 (5)大阪府水防計画、治水施設の状態などの関係機関への周知 (6)雨量、水位等の情報伝達 (7)その他</p> <p>2 前項の慶屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する慶屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。</p> <p>(行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。</p> <p>(1)洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項 (2)各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項 (3)円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項</p>	<p>(名称) 第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状態などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に際した、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。</p> <p>2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。</p> <p>(組織) 第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に係る機関をもって組織する。</p> <p>2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。</p> <p>3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。</p> <p>4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。</p> <p>(協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。</p> <p>(1)防災・減災対策の取組に関すること (2)各市間の情報連絡系統の整備 (3)各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換 (4)水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換 (5)大阪府水防計画、治水施設の状態などの関係機関への周知 (6)雨量、水位等の情報伝達 (7)その他</p> <p>2 前項の慶屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する慶屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。</p> <p>(行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。</p> <p>(1)洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項 (2)各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項 (3)円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項</p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項</p> <p>(5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事である。</p> <p>3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。</p> <p>4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。</p> <p>6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。</p> <p>(行政WG)</p> <p>第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。</p> <p>3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(構成員の任期)</p> <p>第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。</p>	<p>(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項</p> <p>(5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事である。</p> <p>3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。</p> <p>4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。</p> <p>6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。</p> <p>(行政WG)</p> <p>第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。</p> <p>3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(構成員の任期)</p> <p>第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。</p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(事務局) 第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。</p> <p>(委任) 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。</p> <p>(付 則) この規約は、平成 3年5月29日から実施する。 この規約は、平成 9年5月28日から実施する。 この規約は、平成12年5月30日から実施する。 この規約は、平成18年6月 6日から実施する。 この規約は、平成19年6月20日から実施する。 この規約は、平成20年6月25日から実施する。 この規約は、平成28年7月27日から実施する。 この規約は、平成30年2月28日から実施する。 この規約は、平成30年5月28日から実施する。 この規約は、令和 元年5月31日から実施する。 この規約は、令和 2年5月26日から実施する。 この規約は、令和 3年5月19日から実施する。 この規約は、令和 4年3月24日から実施する。 この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。 この規約は、令和 5年5月31日から実施する。</p>	<p>(事務局) 第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。</p> <p>(委任) 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。</p> <p>(付 則) この規約は、平成 3年5月29日から実施する。 この規約は、平成 9年5月28日から実施する。 この規約は、平成12年5月30日から実施する。 この規約は、平成18年6月 6日から実施する。 この規約は、平成19年6月20日から実施する。 この規約は、平成20年6月25日から実施する。 この規約は、平成28年7月27日から実施する。 この規約は、平成30年2月28日から実施する。 この規約は、平成30年5月28日から実施する。 この規約は、令和 元年5月31日から実施する。 この規約は、令和 2年5月26日から実施する。 この規約は、令和 3年5月19日から実施する。 この規約は、令和 4年3月24日から実施する。 この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。 この規約は、令和 5年5月31日から実施する。 この規約は、令和 6年5月27日から実施する。</p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約

改正案規約

備考

(別表1)

(自治体)
 大阪府知事
 大阪府枚方土木事務所長
 大阪府寝屋川水系改修工事所長
 大阪府東部流域下水道事務所長
 北河内地域地域防災監
 大阪府中部農と緑の総合事務所長
 大阪府守口保健所長
 大阪府四條畷保健所長
 守口市長
 枚方市長
 寝屋川市長
 大東市長
 門真市長
 四條畷市長
 交野市長
 枚方市保健所長
 寝屋川市保健所長
 枚方寝屋川消防組合消防長
 守口市門真市消防組合消防長
 大東四條畷消防組合消防長
 交野市消防本部消防長
 (国関係)
 淀川河川事務所長
 大阪管区気象台長
 (水防事務組合)
 淀川左岸水防事務組合 事務局長
 (警察機関)
 大阪府枚方警察署長
 大阪府交野警察署長
 大阪府寝屋川警察署長
 大阪府四條畷警察署長
 大阪府門真警察署長
 大阪府守口警察署長
 (占用事業者)
 西日本電信電話㈱関西支店災害対策室 室長
 関西電力送配電㈱大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長
 大阪ガスネットワーク㈱北東部事業部導管計画チームマネジャー
 大阪広域水道企業団東部水道事業所長
 枚方市上下水道事業管理者
 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
 寝屋川市上下水道局長
 大東市上下水道局長
 守口市水道事業管理者
 (運輸事業者)
 西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部阪奈支社長
 京阪電気鉄道㈱工務部長

(別表1)

(自治体)
 大阪府知事
 大阪府枚方土木事務所長
 大阪府寝屋川水系改修工事所長
 大阪府東部流域下水道事務所長
 北河内地域地域防災監
 大阪府中部農と緑の総合事務所長
 大阪府守口保健所長
 大阪府四條畷保健所長
 守口市長
 枚方市長
 寝屋川市長
 大東市長
 門真市長
 四條畷市長
 交野市長
 枚方市保健所長
 寝屋川市保健所長
 枚方寝屋川消防組合消防長
 守口市門真市消防組合消防長
 大東四條畷消防組合消防長
 交野市消防本部消防長
 (国関係)
 淀川河川事務所長
 大阪管区気象台長
 (水防事務組合)
 淀川左岸水防事務組合 事務局長
 (警察機関)
 大阪府枚方警察署長
 大阪府交野警察署長
 大阪府寝屋川警察署長
 大阪府四條畷警察署長
 大阪府門真警察署長
 大阪府守口警察署長
 (占用事業者)
 西日本電信電話㈱関西支店災害対策室 室長
 関西電力送配電㈱大阪北電力本部 守口配電営業所 所長
 大阪ガスネットワーク㈱北東部事業部導管計画チームマネジャー
 大阪広域水道企業団東部水道事業所長
 枚方市上下水道事業管理者
 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
 寝屋川市上下水道局長
 大東市上下水道局長
 守口市水道事業管理者
 (運輸事業者)
 西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部阪奈支社長
 京阪電気鉄道㈱工務部長

現行規約

改正案規約

備考

(別表2)

(自治体関係) 北河内地域地域防災監 大阪府枚方土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府都市整備部事業調整室防災企画課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 大阪府都市整備部下水道室事業課 課長 大阪府都市計画局計画推進室計画調整課 参事 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長 守口市環境下水道部長 守口市危機管理監 枚方市危機管理部長 枚方市土木部長 枚方市上下水道局上下水道部長 寝屋川市危機管理部長 寝屋川市上下水道局長 大東市危機管理監 大東市都市整備部長 門真市まちづくり部長 門真市総務部長 門真市環境水道部長 四條畷市都市整備部長 交野市理事兼都市整備部長 交野市理事兼危機管理監兼室長 (国関係) 淀川河川事務所 総括地域防災調整官 大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官 (水防事務組合) 淀川左岸水防事務組合 総務課長

(別表2)

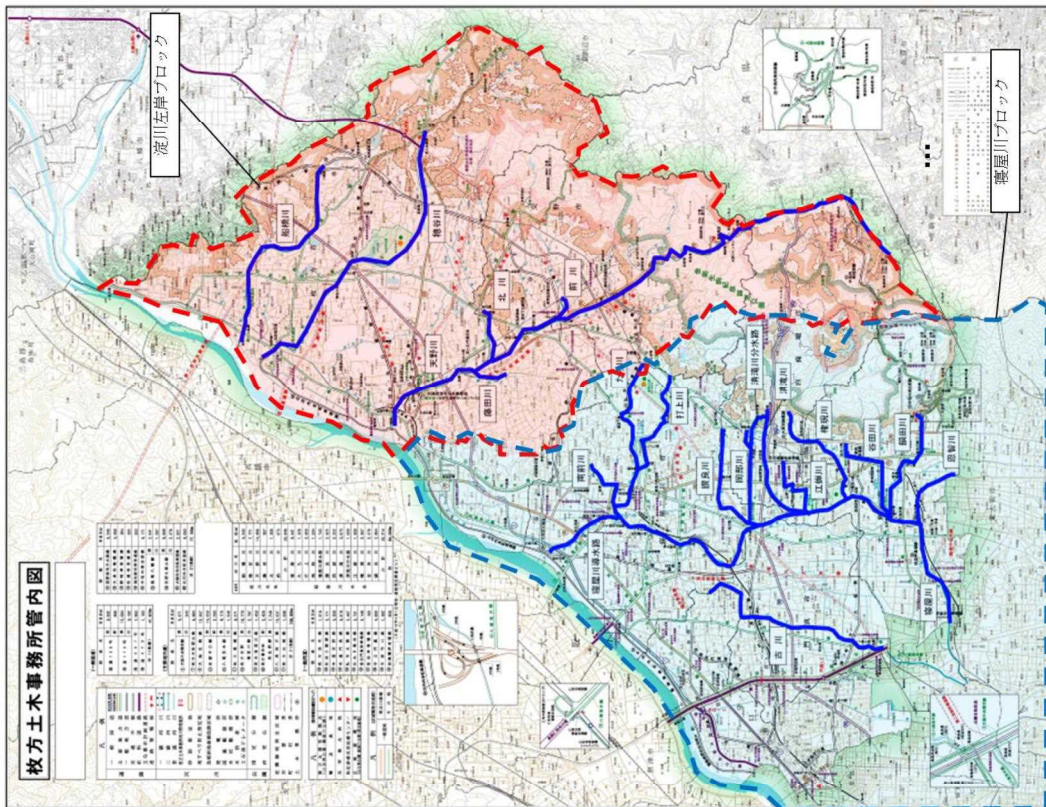
(自治体関係) 北河内地域地域防災監 大阪府枚方土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府都市整備部事業調整室防災企画課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 大阪府都市整備部下水道室事業課 課長 大阪府都市計画局計画推進室計画調整課 参事 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長 守口市環境下水道部長 守口市危機管理監 枚方市危機管理部長 枚方市土木部長 枚方市上下水道局上下水道部長 寝屋川市危機管理部長 寝屋川市上下水道局長 大東市危機管理監 大東市都市整備部長 門真市まちづくり部長 門真市総務部長 門真市環境水道部長 四條畷市都市整備部長 交野市理事兼都市整備部長 交野市理事兼危機管理監兼室長 (国関係) 淀川河川事務所 総括地域防災調整官 大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官 (水防事務組合) 淀川左岸水防事務組合 総務課長

現行規約

改正案規約

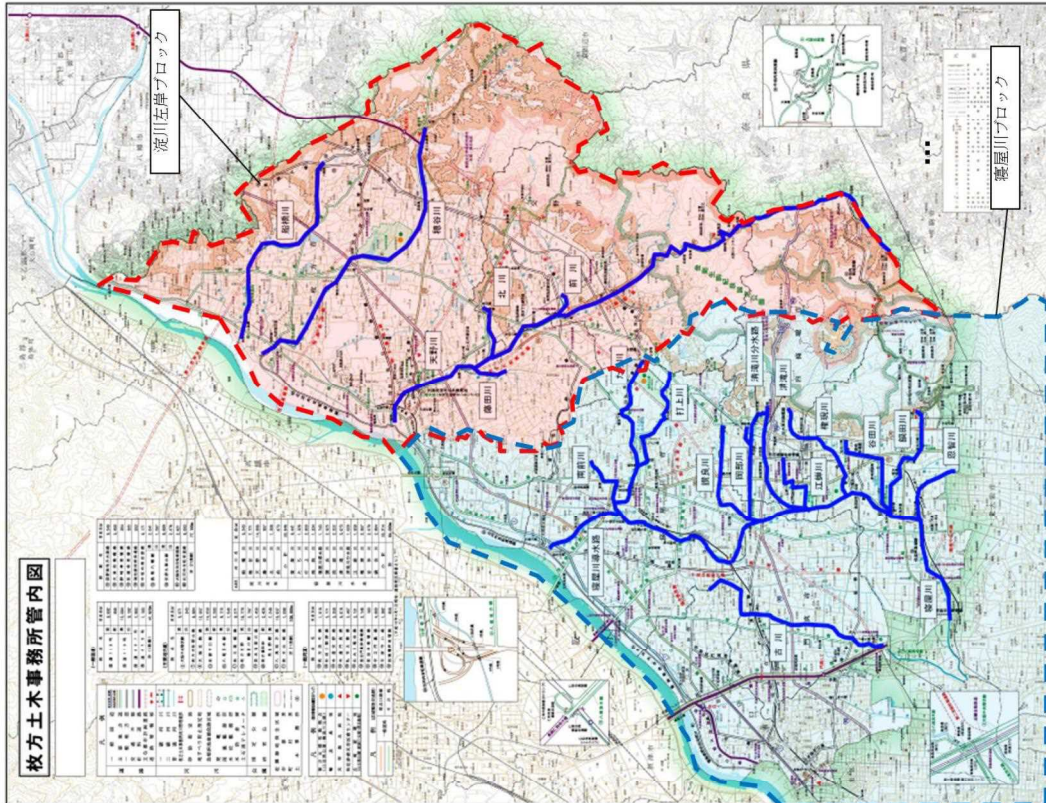
備考

(別図)



「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。

(別図)



「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。

資料 2

北河内地域水防災連絡協議会 行政 WG の結果

北河内地域水防災連絡協議会 行政 WG の結果

令和6年度 北河内地域水防災連絡協議会 行政 WG

日時：令和6年4月30日（火）

場所：大阪府北河内府民センター 大会議室

（議題）

- 北河内地域水防災連絡協議会の規約改正案（組織変更等による構成員名の修正）について事務局より説明し、協議会上程の了承を得る。
- 5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況について事務局より説明し、協議会上程の了承を得る。
- 流域治水プロジェクトの更新について事務局より説明し、協議会上程の了承を得る。
- 流域治水の推進について大阪府河川室より説明し、協議会上程の了承を得る。
- おおさかタイムライン防災プロジェクトについて大阪府河川室より説明し、協議会上程の了承を得る。

（報告）

- 令和6年度大阪府水防計画の改定について大阪府事業調整室より説明
- 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について大阪府事業調整室より説明
- 各市の防災及び減災に関する取組み紹介について各市等より説明
- 令和6年度流域治水プロジェクト推進スケジュールについて各市より説明
- 洪水浸水想定区域の指定拡大について大阪府河川室より説明
- 令和6年度事業予定箇所について事務局より説明
- 令和5年度河川施設点検結果について事務局より説明

（情報共有）

- 令和6年度に実施する防災気象情報の改善について大阪管区气象台より説明
- 気象庁が発表する地震津波情報について大阪管区气象台より説明
- 大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について大阪府河川室より説明
- 大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の改正について大阪府河川室より説明
- 地方債の活用について大阪府河川室より説明
- 河川みどころマップについて大阪府河川室より説明
- 個別避難計画作成支援について大阪府危機管理室より説明
- 近畿ブロック流域治水行政担当者会議の開催について大阪府河川室より説明

資料 3

5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況

【北河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表 (案)

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】	取組状況
事項【大分類】			
具体的な取組【中分類】			
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
① 情報伝達、避難計画等に関する事項			
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用）	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	年度当初に連絡体制を確認し、実施要領を改定。
2	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用）	ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	ホットライン実施要領を運用し、連絡体制の確認を継続している。
3	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 寝屋川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	寝屋川流域広域タイムラインについてR6年度版に改定。
4	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市においては、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し協議会で実施内容を共有する。	実施済み。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインにおいて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	実施中。
5	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【コミュニティ】	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	枚方市4地区、大東市2地区、交野市1地区作成済み。（～R5）
		【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う仕組みを構築する。	実施中。
6	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成し・協議会で内容を共有する。	実施済み。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う仕組みを構築する。	実施予定。
7	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムライン作成。	枚方市において、1地区、交野市において1地区作成。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	実施予定。
8	ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成	大阪府河川防災情報でスマートフォンに対応した閲覧画面を作成
		・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）	防災情報等で用いる予報用語については適宜見直しを実施。
9	隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	近隣市に所在する大学と協定を締結。

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
具体的な取組【中分類】		
10 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。	地域内の対象施設1519施設において計画策定済み。(令和5年9月末時点)
	【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる	上記のうち278施設で避難訓練が行われた。(令和5年9月末時点)
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等		
11 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	流域下水道の雨水排水区域において、内水浸水想定区域図を作成し、その成果を関連市町に提供。引き続き、府内市町村を対象に技術的支援に取り組む。
12 基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	2巡目基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。	・新たに、土砂災害警戒区域等の指定手続き実施中。
13 水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】	
	・想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・周知する。	実施済み。
	・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。	登録済み
	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】	
	・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知	実施済み。
	・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	登録済み
14 災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	3市において実施中。
15 防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	教育関連機関や住民からの依頼に応じ、講演や出前講座を適宜実施。

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
具体的な取組【中分類】		
16 共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成		実施中。
	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整	実施中。
	・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施	実施中。
	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置	実施中。
	・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有	実施中。
	・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援	大阪府内市町村防災対策協議会との共催により、府内8ブロックで自主防災組織リーダー研修を毎年開催。
17 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有	実施中。
	・災害リスクのある地域を重点的に避難行動要支援者名簿の個別避難確保計画の作成	実施中。
18 応急的な退避場所の確保	・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討	実施中。
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
19 水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	・協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	消防団活動については定期的に広報を実施。水防団員募集のポスターを制作(制作:淀川左岸水防事務組合)
20 水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。	淀川筋・防潮筋合同水防訓練を毎年5月実施。(主催:淀川左岸水防事務組合)
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
21 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・守口市、枚方市、交野市においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討を行う。	実施中。
22 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・枚方市、大東市、門真市において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する。	実施中。
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
23 排水施設、排水資機材の運用方法の改善	府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に排水計画の検討を実施。	実施中。
24 浸水被害軽減地区の指定	・市は、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。	実施中。

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
具体的な取組【中分類】		
25 流域全体での取組	・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進。 ・ため池の治水活用の推進	ため池の活用(室池)
	・砂防事業、森林整備・保全を推進	枚方市津田地区、交野市私市地区で治山ダム工1基を各々整備。 交野市倉治地区、交野市私部地区で砂防堰堤の整備を実施中。
	・雨水貯留管等整備	楠葉雨水貯留管を整備(R4~R5)。
	・雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化 ・雨水幹線整備	ポンプ場の耐震診断を2箇所、実施設計3箇所、耐震化工事を1箇所実施。 また、2箇所の長寿命化工事を実施中。
26 土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。	3市は策定済み。 2市は策定予定。
(4) 防災施設の整備等に関する事項		
防災施設の整備等に関する事項		
27 河川砂防施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	河川砂防等の整備については、「淀川左岸ブロック」流域治水管理図に基づき推進する	・穂谷川において整備中。
28 重要インフラの機能確保	【下水道】 ・下水道管理者(枚方市、寝屋川市、門真市)において、水害時におけるBCPの作成	実施中。
29 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	【水門・樋門等の更新・高度化】 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討	実施中。
	【樋門等操作規則策定】 下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する	実施中。
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
30 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知	協議会行政WGにおいて周知を実施
31 補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、寝屋川市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	補助要綱を制定(H28)。 土砂災害防止月間等に特別警戒区域付近の住宅ヘリーフレット配付済み。当該年度の活用は0件。

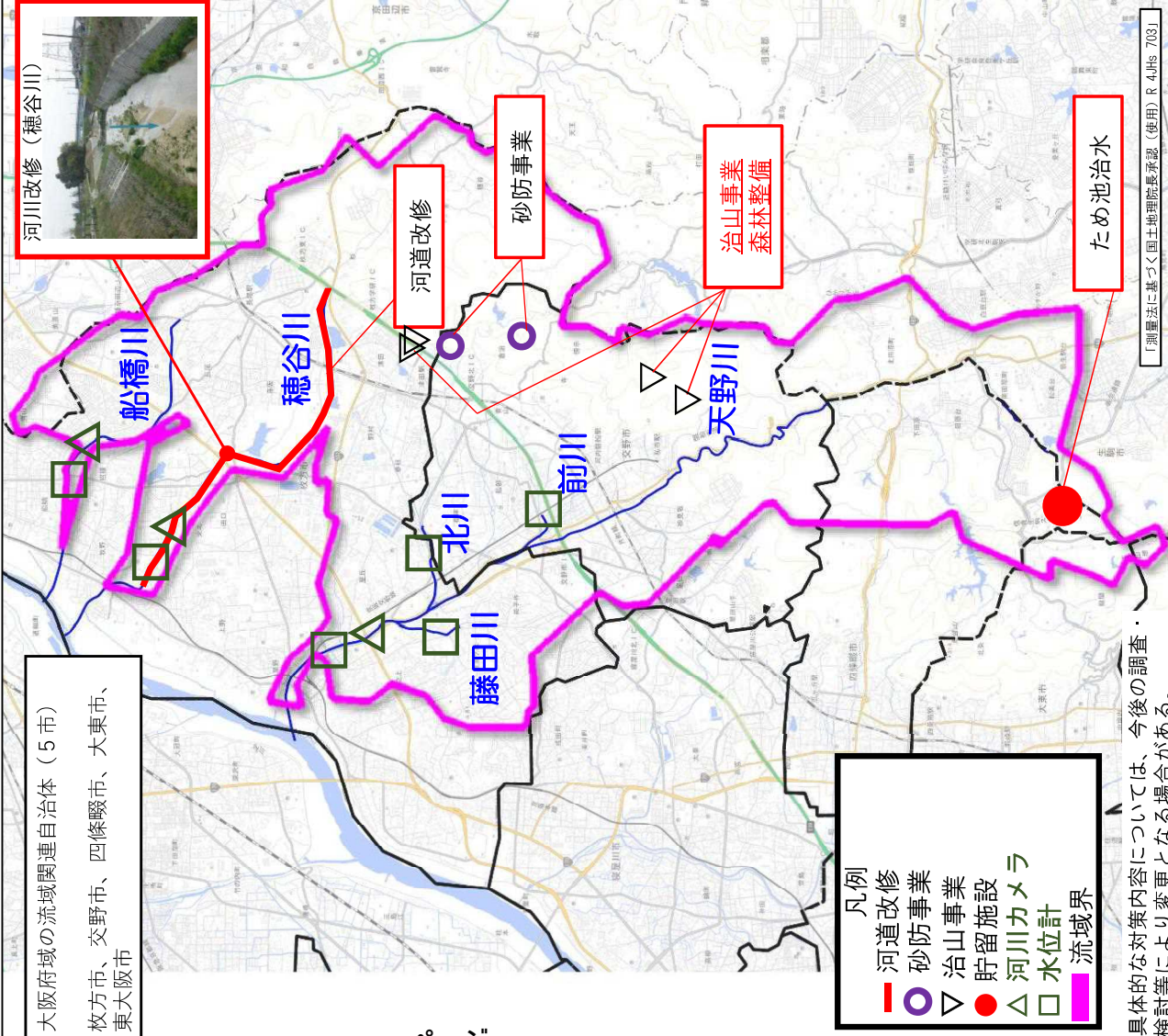
流域治水プロジェクトの更新について

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水プロジェクト【位置図】

【大阪府】一級水系
流域治水プロジェクト

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

○当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。船橋川、天野川、藤田川、北川、前川では当面の治水目標についての整備が完了しており、穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行うとともに、避難のためのもに、避難の取り組み、流域一体となった治水対策を推進します。



大阪府域の流域関連自治体（5市）
枚方市、交野市、四條畷市、大東市、
東大阪市

- 凡例
- 河道改修
 - 砂防事業
 - ▽ 治山事業
 - 貯留施設
 - △ 河川カメラ
 - 水位計
 - 流域界

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河道拡幅、河道掘削、落差工の撤去等【府】
 - ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
 - ・砂防事業、**治山事業**、**森林整備**・保全【府・市】
 - ・河道内堆積土砂の撤去【府】
 - ・雨水貯留管等整備【市】
 - ・雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化・雨水幹線整備【市】

- 被害対象を減少させるための対策
 - ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
 - ・立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
 - ・ホットラインの運用（洪水・土砂）【府・市】
 - ・タイムラインの策定・運用（広域・市町村・地域）【府・市・民間】
 - ・水害・土砂災害危険性の周知促進（リスクの現地表示、土砂災害警戒区域等の指定）【府・市】
 - ② 洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
 - ・応急的な退避場所の確保【市】
 - ・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
 - ③ 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
 - ・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
 - ・住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）・情報マップの作成促進【府、市】等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

測量法に基づく国土地理院承認（使用）R.4.11.15（2023）

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

● 淀川左岸ブロックでは、北河内水防災連絡協議会構成員が一体となって、「流域治水」を推進する。

【短期】 穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に河道改修を実施中。

【中期】 穂谷川河道改修の推進。

【中長期】 穂谷川の洪水対策が完了。

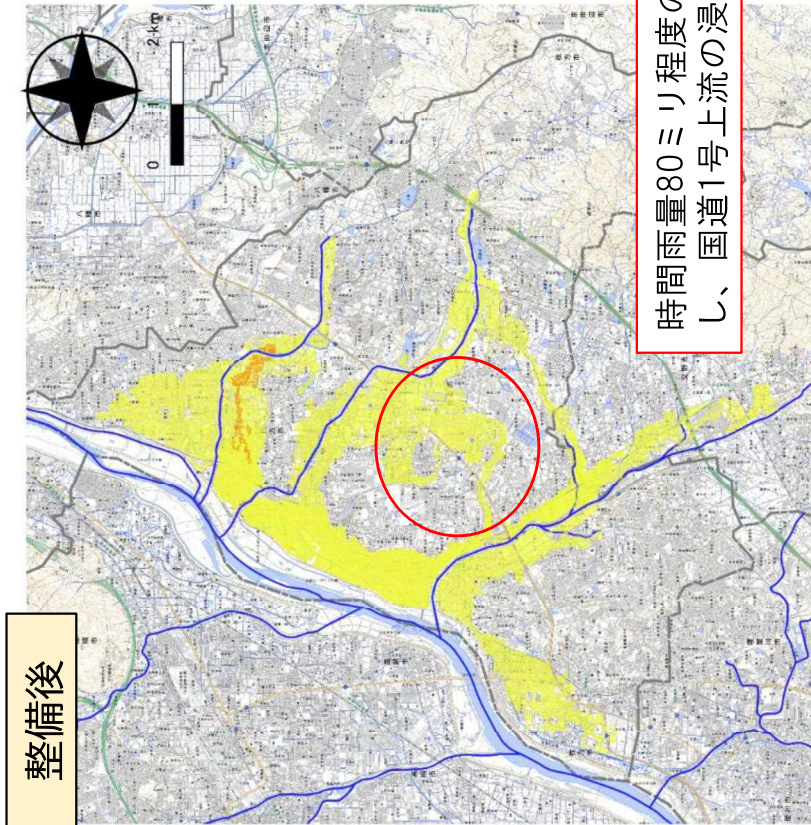
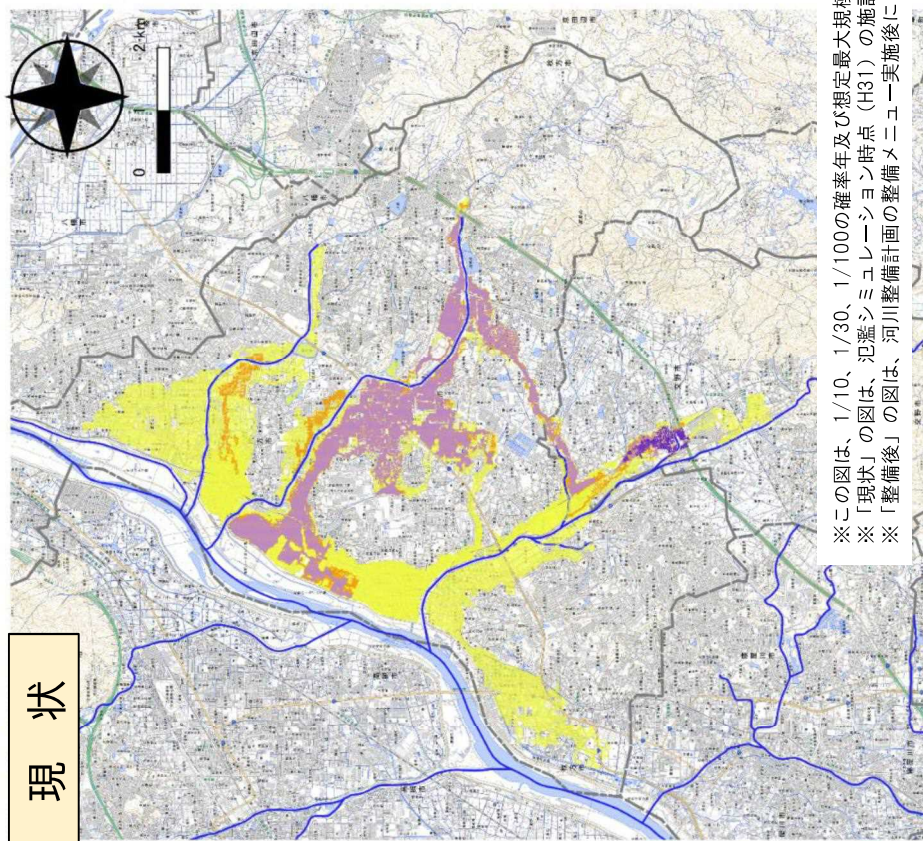
区分	対策内容	実施主体	工程	
			R4年度～短期	中期 中長期
氾濫をできるだけ防ぎ・減らすための対策	穂谷川の河道改修・河道掘削	大阪府		
	砂防事業	大阪府		
	森林整備・保全・治山事業	大阪府		
	ため池の治水活用	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	森林整備(天野川)→R6年度より森林環境税を活用した森林区域での流域治水対策を実施	
	雨水貯留管等整備	枚方市		
	雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化、雨水幹線整備	枚方市		
	河道内の堆積土砂撤去	大阪府		定期点検による継続監視及び状況により適宜実施
	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市		
	水害リスクの低い地域への居住誘導(立地適正化計画の策定等)	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市		
	被害対象を減少させるための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善等	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	洪水浸水想定区域指定 拡大完了(R5年度)
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定		大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	雨水出水浸水想定区域図 作成・公表(R7年度)	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策				

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水プロジェクト【事業効果の見える化】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

河川整備等による効果

河道拡幅や河道掘削等、整備の推進により、
穂谷川：時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、国道1号上流の浸水が解消



時間雨量80ミリ程度の降雨に対し、
国道1号上流の浸水が解消

- 高頻度 (1/10)
- 中頻度 (1/30)
- 低頻度 (1/100)
- 想定最大規模

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。
※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H31）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。
※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率: **90%**
(令和5年度末時点)

農地・農業用施設の活用



0市
(令和5年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等 **0**施設
(令和5年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流出災害対策



治山対策 **2**箇所
土石流対策 **2**施設
(令和5年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



2市
(令和5年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 **6**河川
雨水出水浸水想定区域 **0**団体
(令和5年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



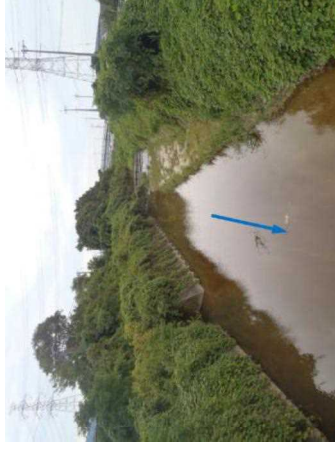
避難確保計画 **1457**施設
土砂 **62**施設
避難訓練 **278**施設
(令和5年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

穂谷川河川改修

穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を実施している。

【改修前】



【河道拡幅】

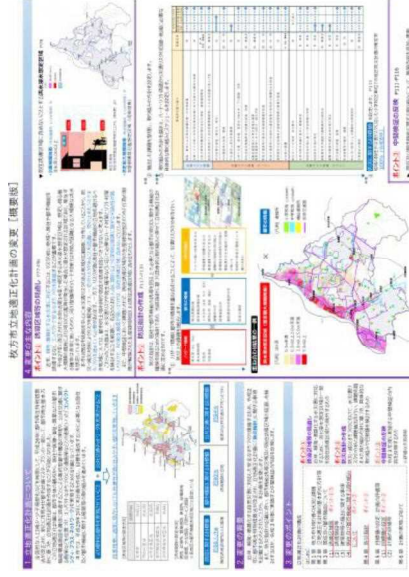
今後、河床掘削により、整備断面に改修する予定。



被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画策定の取組

- ・枚方市では、令和4年3月に立地適正化計画を變更し、災害リスクの高い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び想定最大規模降雨で浸水深が3m以上となる区域を居住誘導区域から除外している。また、防災指針を作成し、防災まちづくりの取組方針を定めている。
- ・寝屋川市、大東市では、立地適正化計画を公表して土砂災害警戒区域等を居住誘導区域から除外している。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

〇コミュニティタイムラインの取組み

令和5年度、枚方市1地区(計4地区)、大東市2地区、交野市1地区を対象にコミュニティタイムラインを作成し、災害時に府民一人ひとりの避難行動につながるよう取り組んでいる。



地区住民を対象としたワークショップ

流域治水の推進について

流域治水の推進（令和6年度の取組）

- ▶ あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶ 下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく

（これまでの取組み）

- 令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会と府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定。毎年、プロジェクトを更新
- 令和5年度はロードマップを追加し、水防災連絡協議会にて関係者と共有。各施策の進捗管理表についても共有。

◆ 令和6年度の大府の主な取組み ◆

流域治水プロジェクトの充実・強化

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

① 河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進

※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討

令和5年度：気候変動を踏まえた当面の治水対策（中間とりまとめ）

当面の目標達成を目指しながら、将来的な降雨量増大へ備える

令和6年度：長期計画の改訂（予定）

現長期計画の期限がせまることから、将来像を見据えた改訂を進める

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

関係者の意見、河川整備審議会の審議、パブコメを経て、計画を改訂

② 洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）

令和5年度末136河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定

※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキルによる水位情報提供の手続きを進める

全河川を指定

●水位計の設置等を引き続き検討

③ 特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を検討

※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（国は概ね5年で指定などのロードマップを公表）

※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める

指定によるメリット・デメリットを整理

具体的な検討を進める

④ リスク周知等の継続

洪水リスク等の周知、水防災情報システムを活用した避難行動支援を継続
土砂災害防災システムは令和8年度からの運用を目指し再整備を進める

※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとりえて周知を実施

あらゆる機会をとりえてリスク周知・水防災情報活用を促進

土砂災害防災情報システム再整備

⑤ タイムラインの充実

広域タイムラインの運用・振り返りによる充実化と市町村等のタイムライン作成を支援
（令和5年度末：市町村41/43、コミュニティ25市町村142地区）

※すべての市町村でタイムラインが策定され、展開していけるよう支援

市町村タイムライン

令和6年度末に未策定のタイムライン完成

コミュニティタイムライン

令和6年度末に全市町村1地区で策定

市町村との調整

地区選定、地元調整

策定作業

流域治水の推進（推進体制（継続））

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶ 引き続き**管内市町村とリスク情報の共有**や**流域治水施策の意見交換**を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り進む

大阪府

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川砂防グループ

「河川法」
に基づく河川整備

「砂防法」等
に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当
当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進
今後の土砂災害対策の進め
方に基づき「防ぐ」施策を推進

地域支援・防災グループ

「特定都市河川浸水被害対策法」等の「流域治水関連法」
に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」 など

- ＜まちづくり・地域支援＞
- ▶ 都市計画事業認可
- ▶ 管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

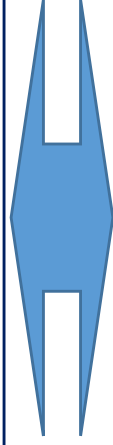
河川室河川整備課参事

計画グループ

流域治水
「特定都市河川浸水被害対策法」
等の「流域治水関連法」
に基づく治水対策の方向性整理

R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

意見交換を踏まえ、指定を検討



市町村

- ▶ リスク周知等
想定最大規模降雨による洪水
ハザードマップ等の作成・周知 ほか
- ▶ 土地利用誘導
立地適正化計画における
防災指針の策定 ほか

- ▶ 要配慮者利用施設の避難確保計画
計画策定や避難訓練実施の支援 ほか

- ▶ 特定都市河川の指定
モデル流域や指定候補の検討・抽出
ほか

流域治水の推進～地域の内水に関する課題を解決した事例～

市街地における浸水対策(下水道)

推進のポイント

- 下水道の整備水準を5年確率降雨(46mm/h)から10年確率降雨(53mm/h)に引き上げることにより、浸水に対する安全度を向上。
- 下水道と河川の合築施設として整備することで、それぞれ別々に施設整備を行うよりもコスト削減。

太田川水系流域治水プロジェクト



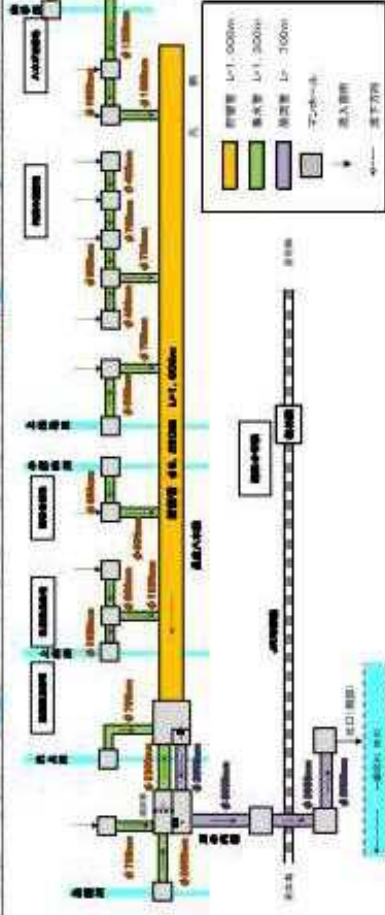
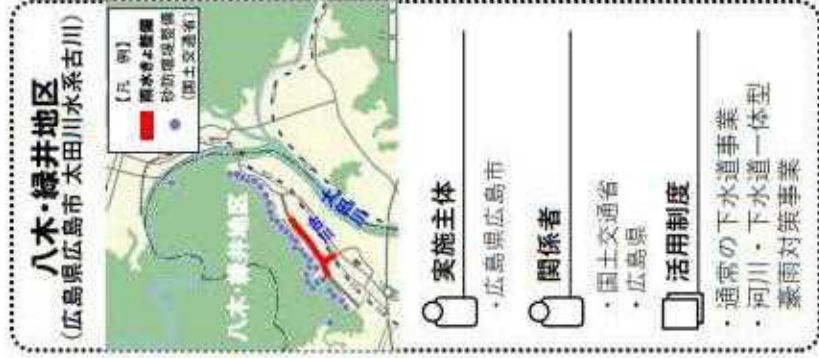
PRポイント

- ◎ 下水道が整備する雨水幹線に河川の調整池としての機能を付加。
- ◎ 下水道の10年確率降雨と河川の30年確率降雨で必要となる施設能力を算定し、流量按分により下水道と河川の事業費を按分している。
- ◎ 東西のマンホールに設置した二つのオリフィスにより、放流先河川(一級河川古川)への効率的な流量制御を実現。

事例概要

平成26年8月の集中豪雨(87mm/h)により、大規模な土砂災害と広範囲に渡る浸水被害が発生し、再度災害防止の観点から、下水道の整備水準を5年確率降雨から10年確率降雨に引き上げました。

また、地区内を流れる普通河川の断面が狭小で、豪雨時に流下能力が不足するため対策を講じる必要があるあり、河川改修(河道拡幅)を実施するには多大な費用を要するため、河道拡幅に替えて、下水道と河川の一体的な雨水貯留管を計画しました。



おおさがタイムライン防災プロジェクトについて

令和6年度 おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組について

◆広域タイムライン

- ☞ 出水期、台風期に備えて全流域で訓練の実施をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆市町村タイムライン

- ・策定状況：41/43市町村 未策定2市町
- ☞ 未策定のタイムラインの早期完成をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

- ・策定状況：令和5年度末までに25市町村、142地区で作成済み
- ★ 中学校区単位で作成会を開催し、多くの町会で一気に作成が進んだ事例あり
- ☞ 土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、地区単位ハザードマップ作成済の地域に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、重点的にタイムライン作成をお願いします。
- ☞ 土砂災害警戒区域等の指定箇所がない市町では、洪水リスクに対するタイムラインの作成をお願いします。
- ☞ 令和6年度中に、全市町村において少なくとも1地区で策定できるように、新たな作成地区の選定をお願いします。

地区単位ハザードマップ



コミュニティタイムライン

実施状況	実施内容	実施主体
完成済	【地区中心】 大規模な土砂災害、洪水、津波、地震、高潮、大雪等の災害発生時に、住民の安全確保を図るための避難誘導や情報提供を行う。	市町村、町会、公民館、NPO等
進行中	【地区中心】 大規模な土砂災害、洪水、津波、地震、高潮、大雪等の災害発生時に、住民の安全確保を図るための避難誘導や情報提供を行う。	市町村、町会、公民館、NPO等
未策定	【地区中心】 大規模な土砂災害、洪水、津波、地震、高潮、大雪等の災害発生時に、住民の安全確保を図るための避難誘導や情報提供を行う。	市町村、町会、公民館、NPO等

コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

- 【策定に向け希望する支援】
- ・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
- ・出前講座の支援
- ・地域TL作成に資する情報提供
- ・タイムライン作成にかかる経費支援 等々

緊急防災・減災事業（特別交付税）

内容：市町村によるタイムライン策定・見直しに関する経費
・住民に対するタイムラインの普及啓発経費

対象：市日本大震災基金を教訓として実施する地方単独事業の推進債債書に限る。

備考：地方公共団体
令和7年度まで

消防庁
国民保護・防災部防災課長

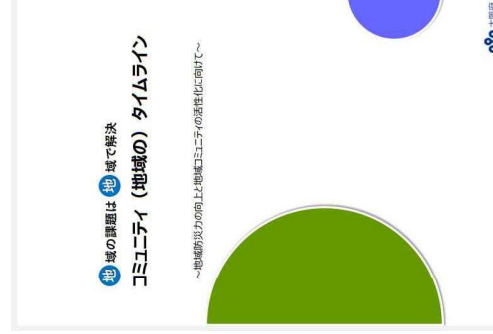
◆ホームページからでも視聴可能です！

■詳しくは、ホームページをご覧ください。

おおさか タイムライン で検索



◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめたDVDを府内全市町村へ配布しています！



◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！

令和6年度 大阪府水防計画の改定について

1. 水防作業従事者の安全配慮（第1章第5節）
津波浸水想定区域内で水防作業従事者の活動可能時間が確保できることを確認する
までは、原則として退避を優先することを明記。
2. 大雨警報・注意報基準、洪水警報・注意報基準表に注意書きを追加（第5章第3節）
 - ・警報・注意報の発表基準が年度途中で更新されるため、該当ページに、
「最新のデータは気象庁HPを参照」する旨を追記。
3. 大雨特別警報から警報への切替時の国管理河川（淀川、大和川、猪名川）の
臨時の洪水予報について追記（第5章第3節）
4. 国管理河川の洪水予報、水防警報の伝達系統図を修正（第5章第3節、第7節）
5. 河川改修等に伴う基準水位の見直し（第5章第7節）
対象： 芦田川（高石市）、津田川（貝塚市）、榎井川（泉佐野市）
理由： 水位監視区間の改修完了、水防管理者との協議など
6. 安威川ダムの完成等に伴う浸水想定区域の変更等に伴う修正（第17章第1節）

第1表 一般防災関係重要水防区域

安威川ダムの供用開始等に伴う、浸水想定区域見直しによる重要水防区域の見直し

第2表 ため池防災関係水防区域、第10表 ため池水防地及び資材表

ため池の点検等に伴う水防値の見直し、その他級ため池一覧表の追加

第6表 主要排水施設設置箇所一覧表

排水施設設備更新に伴う修正

第16表 管内河川水位観測一覧表

水位基準の見直し、観測所追加に伴う修正

第20表 国土交通省近畿地方整備局災害対策用資機材一覧表

R5年度購入車等の追加

第2図 国道(指定区間外)及び府道についての道路情報連絡網図

道路通行規制基準の変更(第2図)

水門操作協定書等

最新版に更新

国土交通省直轄河川洪水予報実施要領、大阪府知事指定河川洪水予報実施要領

大和川及び全ての府知事指定河川で実施要領を改正

様式

臨時の洪水予報の様式追加、一部様式の修正

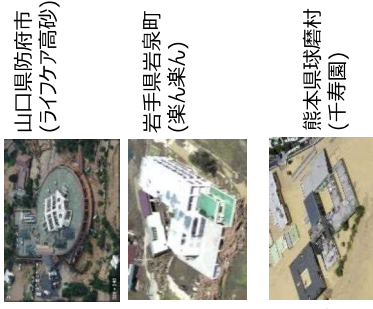
土砂災害警戒区域等一覧表

地すべり危険個所の記載を参考事項とする

要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練

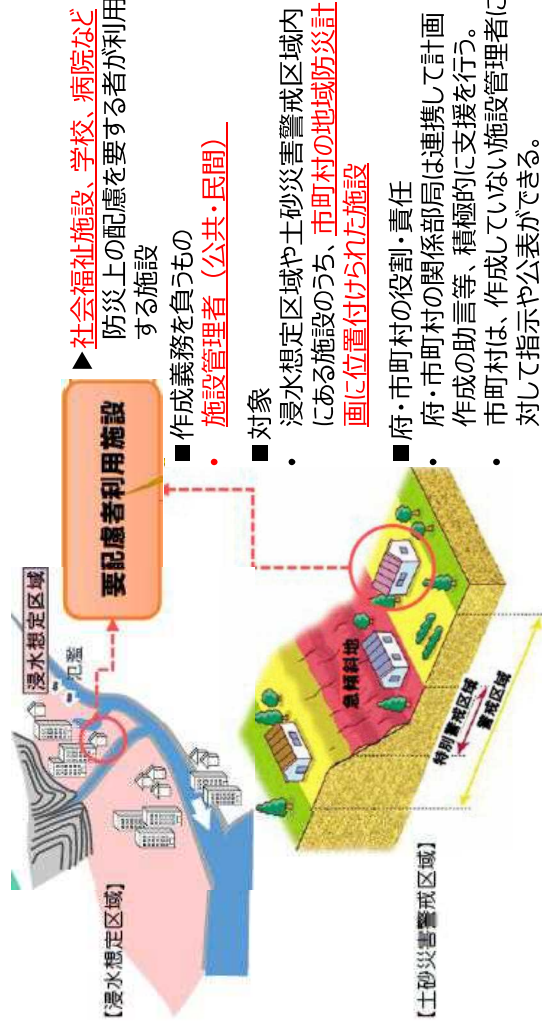
1 背景・経過

- 平成21年7月 山口豪雨災害
 - 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲
- 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
 - 北海道・東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲
- 平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け**
- 令和2年7月 豪雨災害
 - 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



2 法令の概要

- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正
 - ⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正
 - ⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
 - ⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



3 進捗状況

■ 大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和5年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	
対象施設数	11,326		4,458		376		16,160
作成・実施済み	10,895	1,092	4,177	165	98	356	15,428
作成・実施率	96%	10%	94%	4%	95%	26%	95%
							8%

【参考】計画作成率の全国平均（令和5年9月末時点）：水防法（洪水）：87%、土砂法：89%
 ※対象施設数は、令和5年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

4 今後の展開

■ 避難確保計画作成の推進

- 「計画未作成の施設や新たに対象となる施設」に対して**計画作成を促進**

※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■ 地域防災計画への適切な施設の位置づけ

- 地域防災計画への位置付けができていない市町村においては**速やかに位置付け**

■ 避難訓練の実施促進

- 訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書等の発出**
- 施設での避難訓練を支援



これらの取組を大阪府も支援

《参考》

国土交通省のHP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bou-sai-gensai-suibou02.html>

計画作成の手引き、様式、チェックリストのほか、取組みの事例集や避難確保に関するeラーニング教材等、様々な資料を掲載